

藍川中学校部活動規約

昭和63年4月1日 施行
平成7年4月1日一部改正
平成12年4月1日一部改正
平成17年4月1日一部改正
平成21年4月1日一部改正
平成25年4月1日一部改正
平成30年4月1日一部改正

第1章 名 称

- 1 藍川中学校部活動と称する。

第2章 目 的

- 1 部員一人ひとりの個性、特性の伸長と部員相互の連帯性を培うことを目的とする。

第3章 組織の位置づけ

- 1 学校教育としての部活動であるために、顧問会を設置する。

第4章 部 員

- 1 学校が定めた部へ加入した生徒を部員とする。
- 2 希望参加加入とする。

第5章 活 動

- 1 原則として、月曜日から金曜日までとする。ただし、平日に1日以上休養日を設ける。特に日曜日に開催される大会に参加した場合は、週明けに必ず休養日を設ける。
- 2 原則として、休日に活動する場合は、土・日曜のいずれかを休養日とし、休日のどちらか1日を含め、1週間のうち2日以上休養日を設ける。
- 3 夏季休業中の「学校閉庁期間」については、全国大会等が迫っている部活動を除き、活動日を設けない。
- 4 年末年始については、生徒の家庭や地域への行事等への参加を補償するよう、活動日を設けない。
- 5 月曜日から金曜日の間に部活動優先日を設ける。
- 6 長期休業中における活動は別途計画書による。
- 7 対外試合（練習試合・交歓試合等を含む）ならびにコンクール等への参加は学校長の許可を必要とする。活動の変更については、随時報告する。
- 8 原則として指導者が活動場所につけない場合は活動を禁止する。

第6章 部の新設・廃部

- 1 新設は指導者と施設・部員数等の条件を満たすこと。
- 2 廃部は指導者が無い場合と部員が極端に少ない場合とする。

第7章 指 導 者

- 1 各部の指導者は部ごとに2名以上の教職員を充当することを原則とする。
- 2 部活動指導者は学校長が委嘱する。
- 3 各教職員はいずれかの部所属し、指導にあたる。
- 4 部活動社会人コーチについて

☆各部、市委嘱コーチと学校長委嘱コーチの合計が3名以内とする。

☆学校長委嘱コーチについても、市委嘱コーチと同様に指導記録を毎月集約する。

(指導実施日と指導実施時間を部活担当に顧問が連絡する)

学校長委嘱のコーチにも市委嘱コーチと同様に、原則として2日間のべ5時間以上の指導をお願いする。

☆学校長委嘱のコーチは、PTA会費でスポーツ安全保険に加入する。

第8章 指導計画の作成

- 1 各部とも月ごとに活動計画書を作成する。
- 2 作成された月ごとの活動計画書を学校長に1部提出する。

第9章 評価

- 1 部活動の評価は指導者が行い、必要に応じて学級担任と保護者に連絡する。

第10章 活動費

- 1 部員は各部で設定された部費を納入するものとする。ただし、部費は1ヵ月1,000円を超えてはならない。
- 2 部費は原則として消耗品等の用具費にあてる。
- 3 部活動協力費として部活動参加生徒1人、1ヵ月50円を集める。前期(5月～8月)後期(9月～3月)とし、前期後期の始めにまとめて集める。(3年生の後期分は集めない)
- 4 部活動協力費は大会遠征費として用いる。文化系部活動については、地域活動への補助費として用いる。

第11章 収支決算

- 1 各部ごとに収支決算をする。
- 2 保護者会にて決算報告をする。
- 3 原則として会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第12章 顧問者会

- 1 顧問者会は、PTA部活動委員会と協力し、部活動の健全育成に努める。
- 2 顧問者会は、会計監査を行なう。
- 3 顧問者会は、部の新設・廃部を検討し、職員会にはかる。
- 4 顧問者会は、部長会を必要に応じて、召集することができる。

第13章 顧問者会と部長会

- 1 顧問者会は各部1名の指導者で構成する。
- 2 部長会は各部の部長(生徒)で構成する。
- 3 顧問者会、部長会は部活動の企画・運営にあたる。
- 4 顧問者会、部長会における決定事項は、学校長の許可を得て実施する。

第14章 その他

- 1 諸問題が生じた場合は、顧問会を通じて問題を解決し執行する。

2 藍川中学校部活動名

- 1 ①陸上競技(男:女) ②バスケットボール(男:女)
③バレーボール(女) ④サッカー(男:女) ⑤ソフトテニス(男:女)
⑥剣道(男:女) ⑦卓球(男:女) ⑧演劇(男:女)
⑨美術(男:女)

3 部活動細則（原則）

- ①練習時間 朝練習；7時30分～8時05分(12・1月は7：40～)
放課後；下記学校指定の最終下校時間に従う。(活動終了は15分前)

4・9月…17:30	5・6・7月…17:45	10月…17:00	3月…16:35
2月…16:45	11・1月…16:35	12月…16:20	

(9・10・11月…日没時間により変更がある)

休業日；3時間程度とする。

- ②練習内容 朝練習；指導者が活動場所につけない場合はトレーニングのみとする。
放課後；指導者が活動場所で指導することを原則とする。
休業日；指導者が活動場所で指導すること。

③登下校

練習のための登下校は、学校のきまりと同じとする。

休業日及び長期休業中は、ヘルメット着用の上、自転車での登下校を許可制とする。

④活動の服装

☆試合のユニフォームは各部ごとに決める。

☆練習時の服装は、体育時と同じか、部ごとに許可されたものとする。

⑤部室の使用について

☆部室の使用は部活動時に限る。

☆部室を私用しない。部室に私物は置かない。ただし、スパイク・ラケット等部活動時にのみ使用するものは認める。

☆鍵は学校で管理する。

☆毎月1回、顧問の指導の基、部室点検と清掃を行う。

⑥活動規制について

☆部活動規約に反した場合は、学校側で検討し活動停止等の対処をする。